

堺市街路樹基本方針（概要版） 1/2

第1章 はじめに

（1）方針策定の背景・目的

- 高度経済成長期の道路整備に伴い環境対策として植えられてきた街路樹は、景観向上や環境保全、緑陰形成等、多様な機能を通じて多面的な恩恵をもたらしている。
- 街路樹は、植栽から数十年を経て大木化・老木化により安全面や景観面で課題が生じており、道路の位置づけや沿道状況、道路の利用状況を考慮した計画的な更新・維持管理が必要である。
- 本方針は、堺市基本計画2030や関連計画に基づき、安全な道路空間の確保及び道路空間と調和した街路樹の景観形成を図るための基本的な方針を定めたものである。

（2）街路樹の法的位置づけと機能

- 街路樹は、道路法第2条において道路の附属物として位置づけられ、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能や防災機能等の多くの機能を持つ。
- 親しみ、潤い、やすらぎといった、他の道路附属物には見られない特有の効果を発揮し、都市の魅力や価値を高める重要な要素の一つである。

（3）街路樹に関連する法令等

- 街路樹に関連する法令等は、道路法のほか、道路構造令、堺市道路の構造の技術的基準を定める条例及び道路緑化技術基準等があり、時代の移り変わりに合わせ、安全の確保に重点が置かれつつある。

（参考）街路樹が持つ機能

分類	機能の説明
①景観向上機能	道路や沿道を含めた地域全体の良い景観を形成
②環境保全機能	沿道住民の生活環境、動植物が生育・生息する自然環境等の保全に寄与
③緑陰形成機能	樹冠によって日陰を作り、通行時や休憩時に快適な空間を提供
④交通安全機能	安全で円滑な道路交通の確保に寄与
⑤防災機能	災害時における被害の軽減に寄与



良好な景観形成



道路空間と生活空間の分離



安全で円滑な道路交通の確保

第2章 街路樹の現状と課題

（1）街路樹の現状

- 本市が管理する国道、府道及び市道に高木（樹高3m以上）約46,000本、中木（樹高1m以上3m未満）約142,000本、低木（樹高1m未満）約583,000本が植わっている。（令和7年4月1日時点）
- 高木から低木まで多様な樹種がおよそ300種ある。

（2）街路樹を取り巻く課題

- 大木化・老木化した街路樹の倒木や落枝等により、通行支障や第三者被害が発生する等、安全面の課題が顕在化している。
- 樹形の乱れ等により、道路空間の景観が悪化する等、景観面の課題も発生している。

（3）維持管理の現状

- 樹種や生長状況に応じて剪定や除草、病虫害防除、危険木の撤去等を行っているが、大木化や労務費・資材価格の上昇により費用は増加している。
- 今後も、景観に配慮した高度な維持管理や定期点検を行うため、効率的で持続可能な管理と予算確保が一層重要となる。

安全面の課題①



倒木

安全面の課題②



根上り

安全面の課題③



枝葉のはみ出し

景観面の課題①



樹形の乱れ

主に安全面と景観面の課題への対応が必要

景観面の課題②



過密植栽

景観面の課題③

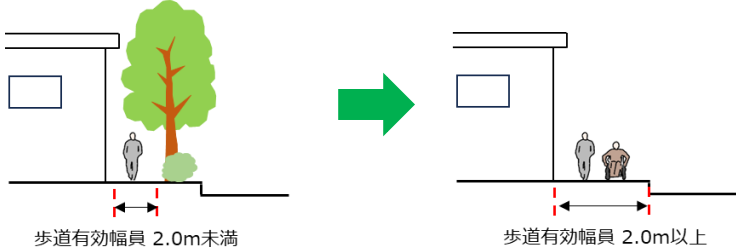
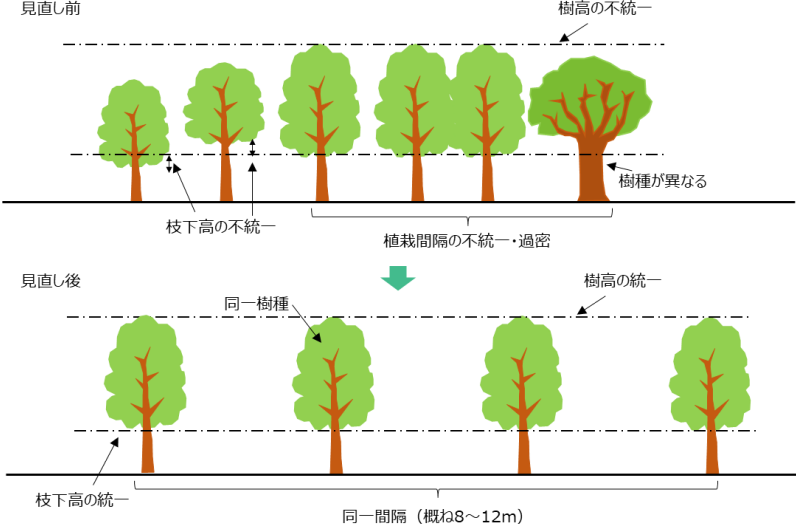
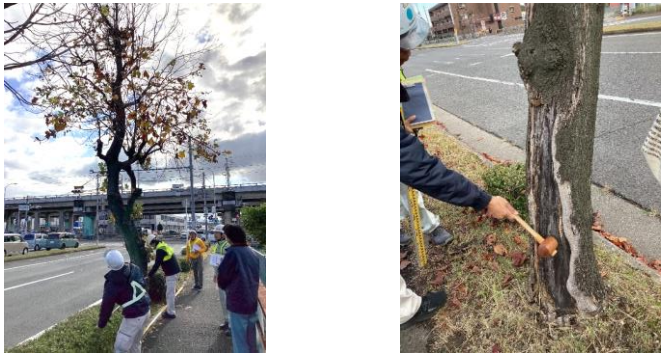


歩道空間とのバランス悪化

堺市街路樹基本方針（概要版）2/2

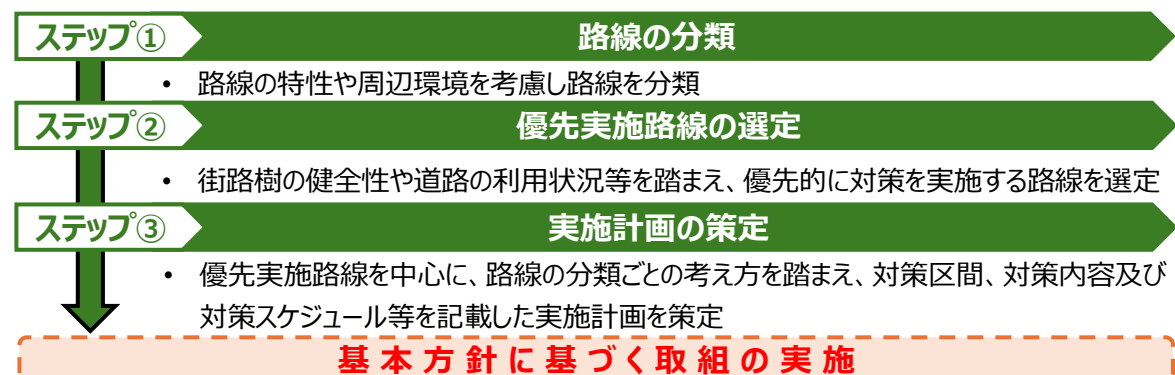
第3章 基本方針・取組の方向性

- 国の動向や街路樹を取り巻く課題を踏まえ、安全面、景観面の課題に対応するため、以下の基本方針を設定する。

基本方針① 安全な道路空間の確保	基本方針② 道路空間と調和した街路樹による景観形成	基本方針③ 適正な育成管理と点検による維持管理
＜取組の方向性＞ 倒木や落枝、見通し不良等による事故を未然に防止し、平常時の安全確保に加え、大規模な地震や風水害発生時においても緊急交通路等の通行を早期に確保できるよう事前に備える。 ＜取組内容の例＞ ① 狭幅員歩道の有効幅員確保 歩道の有効幅員が2.0m未満の場合は、街路樹を撤去し、歩行空間を確保する。ただし、植栽のある箇所以外で歩行者がすれ違うことができる場合はこの限りではない。  ② 信号、標識等の交通安全施設や交差点部の視認性確保 信号、標識等に近接し、視認を妨げている街路樹や見通しの支障となっている街路樹（低木含む）は撤去する。  その他、根上り等により路面に異常をきたしている箇所の改良、不健全木の撤去や老木の更新等安全確保に資する取組を行う。	＜取組の方向性＞ 地域ごとの景観構成や交通状況を踏まえ、樹種や樹高等の統一を図る等、景観に配慮した道路空間を形成する。 ＜取組内容の例＞ ① 植栽間隔等の見直し 街路樹の連続性・統一性が失われている箇所や過密になっている箇所は、植栽間隔や配置等を見直す。  ② 剪定等による道路空間と街路樹のバランス維持 道路空間に対して街路樹の規模や樹形等のバランスを欠く箇所については、道路空間との調和に配慮し、剪定による樹形管理や補植・更新等を行う。 その他、将来樹形を見据えた樹形管理や道路空間との調和を図るための必要に応じた更新等、景観向上に資する取組を行う。	＜取組の方向性＞ 街路樹の状況に応じて、剪定や点検等の適切な維持管理を行い、道路空間の安全を確保しながら、景観向上等の機能を効果的に発揮させる。 ＜取組内容の例＞ ① 樹種や生育環境を踏まえた適切な時期・頻度での剪定 樹種ごとの枝葉の生長速度や枝の広がり方、周辺の生育環境を踏まえ、枝の伸びが遅い樹種は剪定頻度を減らし、枝の伸びが早い樹種は優先的に剪定する等、限られた予算の中でメリハリをつけた維持管理を行う。 ② 日常パトロール等による目視点検 道路交通に支障をきたす街路樹を早期に発見するため、日常のパトロール時に目視による確認を行う。異常がある街路樹は撤去や更新等の対応を検討する。街路樹診断が必要な場合は、状態に応じて簡易診断（目視による診断）、外観診断（より詳細な危険性の診断）等を行い、健全性を把握する。  その他、有資格者による剪定の実施等、安全確保及び景観向上に資する取組を行う。

第4章 今後の取組

- 取組の実施にあたり、下図のフローを基に取組を進める。取組に併せ、市民や事業者との協働等に関する検討も行う。



（参考）路線分類の考え方

路線分類	分類ごとの考え方
防災・減災重視路線	緊急交通路等、防災上重要な路線については、災害時の倒木等により道路の通行に支障をきたすことがないよう、安全な道路空間の確保のための取組を最優先に進める
景観重視路線	良好な景観の維持・向上のため、道路空間と調和した街路樹による景観形成に関する取組を最優先とし、計画的に植栽間隔等の配置の見直しや将来樹形を見据えた樹形管理等を行う
その他の路線	日常のパトロールや剪定を基本に持続可能な維持管理を行う。歩道舗装補修工事や道路改良工事等の機会も活用しながら植栽環境の見直しや更新等を検討・実施する